

## 平成 26 年第 2 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 26 年 6 月 24 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 金田敏行	2 金田文子	3 松下好延
4 夏目忠昭	5 渡邊勲	6 村松修
7 鈴木藤雄	8 伊藤武	9 熊谷勝
10 田中邦利	11 土屋浩	12 山口伸彦

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	松井利文	生活課長	滝元光男
産業課長	澤田周蔵	保健福祉センター所長	片桐洋人
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
財政課長	鈴木正吾	教育課長	伊藤斉

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 52 号

設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 53 号

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 54 号

設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

- 日程第 5 議案第 55 号  
平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）  
（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）
- 日程第 6 議案第 56 号  
平成 26 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 1 号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 7 議案第 57 号  
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 1 号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 8 請願第 3 号  
名倉地区における風力発電所計画に関する請願  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 9 請願第 4 号  
名倉地区における風力発電所計画に関する請願  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 10 陳情第 2 号  
新城・北設楽の建設業者である東愛知建設業協会員の積極的な入札参加についての陳情書  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 11 陳情第 3 号  
憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 12 陳情第 4 号  
政府への T P P 交渉に関する意見書の提出を求める陳情書  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 13 陳情第 5 号  
主要地方道東栄稲武線の早期改良についての陳情書  
（総務建設委員長報告）
- 日程第 14 要望第 2 号  
北設楽郡内の医療・介護に関わる諸問題の早急な解決に向けての要望書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 15 所掌事務の調査報告  
（設楽ダム対策特別委員会）
- 日程第 16 所掌事務の調査報告  
（東三河広域連合検討特別委員会）
- 日程第 17 発議第 2 号

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

（追加）

日程第 18 発委第 2 号

国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、拡充を求める意見書

（追加）

日程第 19 選挙第 1 号

北設広域事務組合議員の選挙について

（追加）

日程第 20 議案第 58 号

工事請負契約の締結について

（追加）

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

日程第 22 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

日程第 23 東三河広域連合検討特別委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達していますので、平成 26 年第 2 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。議員の皆さん方には、6 月定例議会最終日に御参集をいただきましてありがとうございます。また、議会開会日の 6 月 10 日から本日最終日の 15 日間に及ぶ議会活動につきまして、議員の皆さん方には各議案審議について慎重なる御審議を賜りましてありがとうございます。

6 月に入ってから雨らしい雨も降る傾向にないこの頃ですが、今年の 6 月だけの降雨量を比較しても、昨年が 131 ミリであったのが今年 43 ミリと、きわめて少ない状況となっています。こうした状況から昨年同様、宇連ダムの貯水量もだんだん下がっている状況でして、今年も渇水状態となるやもしれません。しかし、最近の雨の降り方は突然集中的に雨が降るといった傾向もありますので、今後こうした大雨には注意を払い災害等に備えることが肝要かと思っているところでもあります。本年も無災害で町民の皆さんが安心してお暮しになられることを心から祈念するところです。昨日、矢崎部品田口工場長さんが町にお見えになり、工場の存続について検討、努力をしてきたが継続していけるよい案がないということで来年 3 月をもって工場を閉鎖するという方針になったことが伝えられました。また、津具地区にあります、

万能工業につきましても経営上撤退せざるを得ないという報告を受けており、やはり来年3月末をもって閉鎖することになると伺っております。私としても、なんとか両企業に存続の方向で努力していただくことを伝えてきたところですが、こうした企業がなくなることで町の衰退につながることであり、今回この方向が示されたことで町としても非常に残念であります。今後、町としても引き続き、他の利用方法について努力していくことといたします。

本日議会最終日にあたり、初日にもお願いを申し上げました、町営杉平向住宅の建設にかかる工事請負契約についての議案1件を追加上程させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げて挨拶いたします。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。8番伊藤武君。

8伊藤 おはようございます。平成26年第2回議会定例会第2日の運営につきましては、6月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は議長より報告があります。日程第2から順次一件ごとに上程しますが、日程第2議案第52号から日程第14要望第2号までと日程第15と日程第16の所掌事務の調査報告は一括上程とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

---

議長 日程第1「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果についての報告をします。はじめに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成25年度の5月分、及び平成26年度の5月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第2、議案第52号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について」から日程第14、要望第2号「北設楽郡内の医療・介護に関わる諸問題の早急な解決に向けての要望書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員長3番松下好延君。

3松下 おはようございます。それでは平成26年度第2回総務建設委員会の報告をいたします。去る6月12日9時より総務建設委員会を開会しました。出席者は6名全員です。今回総務建設委員会における審査事件は付託された事件4件、請願2件、陳情4件です。審議の結果を報告いたします。議案第52号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について」を審議しました。

質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 53 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 55 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」を審議しました。質疑 2 件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 57 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 1 号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。請願第 3 号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願」を審議しました。質疑なし、討論 5 件、全員賛成で採択すべきものと決しました。請願第 4 号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願」におきましては、請願第 3 号と同内容のためみなし採択と認め、全員賛成で採択すべきものと決しました。陳情第 2 号「新城・北設楽の建設業者である東愛知建設業協会員の積極的な入札参加についての陳情書」を審議しました。質疑 1 件、討論 2 件、全員賛成で採決すべきものと決しました。陳情第 3 号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書」を審議しました。質疑なし、討論 3 件、全員賛成で聞き置くべきものと決しました。陳情第 4 号「政府への TPP 交渉に関する意見書の提出を求める陳情書」を審議しました。質疑なし、討論 2 件、全員賛成で採択すべきものと決しました。意見書の議案を提出することといたしました。陳情第 5 号「主要地方道東栄稲武線の早期改良についての陳情書」を審議しました。質疑なし、討論 3 件、全員賛成で採択すべきものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

議長 文教厚生委員長 1 番金田敏行君。

- 1 金田 平成 26 年第 2 回文教厚生委員会報告を行います。6 月 17 日火曜日、9 時から文教厚生委員会を開催しました。出席者は委員 6 人全員及び執行部より町長、副町長、教育長をはじめ担当課長総員 9 名で行いました。付託事件 4 件と意見書 1 件を審議しました。審議の結果を報告します。議案第 54 号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑 2 件、町営住宅の入居率、担い手住宅の対応について質疑がありました。討論なし。採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。議案第 55 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」を審議しました。質疑 2 件、つぐ診療所特別会計への繰出金の取り扱いについてでありました。討論なし。採決の結果全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案第 56 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」を審議しました。質疑 15 件、派遣医師負担金と郡医療等に関する協議会負担金の積算内容等について質疑がありました。討論なし。採決の結果全員賛成で原案どおり可決しました。要望第 2 号「北設楽郡内の医療・介護に関する諸問題の早急な解決に向けての要望書」を審議しました。質疑 5 件、郡医療等に関する協議会設置

の経緯について等であります。採決の結果採択1名、趣旨採択4名となり趣旨採択となりました。その他であります、田中議員から提案されました「国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、拡充を求める意見書（案）」について審議いたしました。質疑4件、補助金廃止の経緯、県の福祉医療に対する姿勢について質疑がありました。採決の結果、全員賛成で文教厚生委員会として意見書を提出いたしました。以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第52号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第52号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第53号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第53号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第54号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 54 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 55 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 55 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 56 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 56 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 57 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 57 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 請願第 3 号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 1 点お尋ねをいたします。先ほど委員長報告によりますと、全員賛成で採択したということですが、その前に討論が 5 人あったということがありました。討論が 5 人続くということは賛成、反対というふうが続いたと思うんですが、これはなんかの間違いでしょうか。それとも別に意味があるんでしょうか。

3 松下 田中議員からの御質問ですが、討論していただいた人、全員が一応討論していただいたというふうに私は解釈しております。その中で請願に対するものについては、おのおのそれぞれが意見を持っておられ、その趣旨が反対署名によるものであったり自分の勉強会の判断の中で、全員請願には採択をするということの意味だと私は思っております。以上です。

10 田中 ただいまの委員長の説明でよくわかりました。討論というのは実は意見だったと解釈すればよろしいかと思えます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

5 渡邊 この請願の紹介議員の渡邊のほうから採択すべきという討論をいたします。請願書は皆さんの…

議長 渡邊議員、委員長報告は採択であります。採択に反対の方からの討論になりますので、賛成に賛成の討論、最初にできませんので御了承をお願いします。

5 渡邊 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

2 金田 賛成の討論は言えないのですか。

議長 本会議であります。もう少し議員各位、勉強して挑んでください。まずは原案に対する反対の発言から始まりますので、賛成の討論は反対に対する今度は討論になります。以上認識をわきまえてください。

ほかにございませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。請願第 3 号を採決します。採決は、起立によっ

て行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。請願第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 請願第4号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願」は既に採択された請願第3号と同一趣旨のものでありますので、採決不要としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。請願第4号は、採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。請願第4号は採択されたものとみなします。

---

議長 陳情第2号「新城・北設楽の建設業者である東愛知建設業協会員の積極的な入札参加についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。陳情第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第3号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。陳情第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第3号は、委員長報告のとおり聞き置くとされました。

---

議長 陳情第4号「政府へのTPP交渉に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第4号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第5号「主要地方道東栄稲武線の早期改良についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第5号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 要望第2号「北設楽郡内の医療・介護に関わる諸問題の早急な解決に向けての要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。要望第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。要望第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択とされました。

---

議長 日程第15「所掌事務の調査報告」と日程第16「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長、東三河広域連合検討特別委員長の報告をお願いします。9番熊谷勝君。

9熊谷 それでは最初に、設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。6月18日委員全員出席のもと、設楽工事事務所長、豊川水系対策事務局長、設楽町長はじめ執行部の皆さん出席のもと、委員会を開催しました。審査案件として、設楽ダム建設事業について設楽ダム工事事務所より、県道設楽根羽線周辺の立木伐採について、25年度伐採箇所県道設楽根羽線起点から八橋方面に向かい川側、幅約10メートル延長約120メートルの立木を伐採した。26年度伐採箇所は見通しの悪いところを優先し、設楽町側と調整する。2箇所を予定しています。取得用地管理について、主要幹線道路、宅地脇、耕作地周辺の取得用地に、不法投棄防止等の除草、立ち入り防止柵の設置を計画しています。除草予定地は7箇所。付替道路調査設計及び工事関係位置図について。工事関係、設楽根羽線関係工事4工事。調査・設計、257号線関係で3事業、瀬戸設楽線1事業。26年度埋蔵文化財調査について。調査予定スケジュールが示された。調査員の募集をしたところ、7名の応募があった。設楽ダム関連事業について、設楽ダム関連事業出張所より設楽ダム関連事業概要説明があった。6工区中3工区が完了した。今後工事場所によっては通行止めが起きることがあります。岩古谷トンネル工事は現在コンクリート舗装中であり、27年度には全面開通を予定している。水特基金事業についてダム対策室長より、水源地域整備計画に係る、設楽町実施事業について説明がありました。

続きまして、東三河広域連合検討特別委員会の報告をいたします。6月10日委員全員出席のもと副町長、教育長、総務課長、企画課長出席のもと東三河市町村議会議長協議会から東三河広域連合議会に関する意見要請に基づき、委員会を開催しました。審査案件といたしまして1、選挙方法、間接選挙とする。2、議員定数、均等割、各構成団体1名、人口割5万人未満1名、以上5万人ごとに1名追加、定数を28名とする。よって設楽町では2名を要求するものであります。3、議員任期、構成団体議会の議員としての任期。4、議長・副議長、1、広域連合議員から正副議長を各1名を選挙。2、任期は広域連合議員の任期による。5、定例議会、年2回。招集時期、8月、2月。審議内容、決算、予算とする。7、議員報酬等、報酬額、議長年額2万8000円、副議長年額2万5000円、議員2万2000円。費用弁償、車賃、交通機関実費、1キロにつき37円。日当、1日2600円。宿泊料、

1 夜県内は1万1800円、県外は1万3100円。食卓料、1夜4000円。その他の広域連合に関する事項事業についての意見はございませんでした。以上で2点の報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会、東三河広域連合検討特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第17、発議第2号「TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

3 松下 TPP交渉に関する意見書、TPP交渉をめぐる日米2国間協議は、4月25日に東京で行われた日米首脳会談においても大筋合意には至らず、引き続き協議を続けていくこととされた。しかし、首脳会談の翌日に発表された日米共同声明においては「TPPに関する2国間の重要な課題について前進する道筋を特定した」と明記され、これを受けた安倍総理が、TPP交渉全体を早期に妥結させる意欲を示すなど、依然として予断を許さない状況が続いている。TPPは、農林水産業のみならず、「食と暮らし・いのち」に大きな影響を及ぼす問題であり、「農林水産物の重要品目を除外又は再協議の対象とする」とした衆参農林水産委員会決議は必ず守らなければならない。また、TPPが国民の暮らしに直結する問題であるにもかかわらず、交渉が大詰めを迎えた今もなお交渉内容についての情報は開示されておらず、国民の不安は増すばかりである。よって、国におかれては、TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議を遵守されること及び交渉に関する国民への情報開示を徹底されることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。意見提出者衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣といたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 土屋 質問ではないですが安倍総理の安倍がちょっと違っておられますので、失礼にあたりますので直してからにしたいです。

3 松下 御指摘をいただきましたので、そのように訂正いたします。

議長 ただいま提案者から文字の訂正がございました。これにつきまして、賛同いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。それでは安倍の名前の訂正をお願いしたいと思います。ほかにございませんか。

（なし）

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第18、発委第2号「国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、拡充を求める意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

1 金田 提案理由を申し上げます。国民健康保険制度が県民の健康を守る砦となるように、廃止した愛知県の国民健康保険事業費補助金を復活させ、大幅に増額することを求めて、愛知県知事に対し意見書を提出しようとするものがあります。御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。発委第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発委第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発委第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第19、選挙第1号「北設広域事務組合議会議員の選挙について」を議題とします。北設広域事務組合の現議員の任期が平成26年7月14日をもって任期満了となるため、北設広域事務組規約第5条第2項の規定により、選挙を行います。設楽町の組合議員は2名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。北設広域事務組合議会議員に、金田敏行君と山口伸彦を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました金田敏行君と山口伸彦を北設

広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま指名しました金田敏行君と山口伸彦が北設広域事務組合議会議員に当選しました。北設広域事務組合議会議員に当選されました金田敏行君と山口伸彦がここにいますので、告知します。

---

議長 日程第 20、議案第 58 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 58 号「工事請負契約の締結について」、次のとおり工事請負契約を締結したいので設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、町営杉平向住宅（仮称）建設工事。契約の方法、事後審査型一般競争入札。契約金額 3 億 7692 万円。契約の相手方、設楽町田口字太田 1 番地 7、株式会社太平建設代表取締役金田直孝。平成 26 年 6 月 24 日提出、設楽町長横山光明。

入札によりまして、本工事の落札者が決定されましたので、仮契約を締結しております。本契約としたいために議会の議決を求めるものでございます。1 枚はねていただきますと参考資料を添付させていただいております。工事場所につきましては設楽町の田口地内でございます。工期につきましては契約の確定の日の翌日から平成 27 年 11 月 30 日まででございます。工事概要としましては A 棟と B 棟、集合住宅を建てます。A 棟につきましては 2 DK の 10 戸、B 棟につきましては 2 LDK の 8 戸、ともに木造 2 階建てでございます。予定価格につきましては 3 億 8322 万 7200 円でございます。落札価格が 3 億 7692 万円、落札率につきましては 98.35% でございます。入札の執行状況につきましては裏面に添付してございますので参考にさせていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 1 戸当たりの単価はいくらになるのでしょうか。

10 田中 追加質問です。単純に 18 戸で割っていただければいいんですが。

副町長 1 戸当たりですね、2094 万円になります。

10 田中 1 戸当たり 2000 万円となるとマンション並みの住宅になると思うんですが、そこら辺を疑問に思うんですが、そこら辺の説明を詳しくお願いします。

生活課長 今回木造住宅を建てるということで、当初 RC 造りだったものを木造住宅に変更したということで、1 戸あたりの単価も高額になっておりますけれども、最低限の基準にのって建ててございます。住民の生活を基本にということをお考えまして、このような単価となっておりますけれども、戸別にいくと

決して贅沢な仕様にしてあるということはありません。バリアフリー等も考慮いたしまして、このような単価となっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2 金田 この役場を建てるときも地質というんですか、下の土の調査が十分じゃなくて、想定外のことがでてきて追加をしたと思うんですけどもお金、今回はそのような懸念がないような十分な調査が行われてあるんでしょうか。

生活課長 住宅を建てるときには基礎の部分の大きさ等もありますので、十分な調査を行って設計のほうをしております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 58 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 58 号は、可決されました。

---

議長 日程第 21「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第 22「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第 23「東三河広域連合検討特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。東三河広域連合検討特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。東三河広域連合検討特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、東三河広域連合検討特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 2 回設楽町議会定例会を閉会といたします。御苦勞様でございました。

閉会 午前 10 時 02 分